

議案第 76 号

あきる野市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 11 月 26 日

提出者 あきる野市長 村 木 英 幸

提案理由

市民運動広場相撲場の廃止に当たり、規定を整備する必要がある。

あきる野市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

あきる野市体育施設の設置及び管理に関する条例（平成 9 年あきる野市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

市民運動広場	あきる野市二宮 7 0 2 番地 1	野球場 2 面
	あきる野市二宮 6 7 0 番地 5	相撲場 2 面

」

を

「

市民運動広場	あきる野市二宮 7 0 2 番地 1	野球場 2 面
--------	--------------------	---------

」

に改める。

別表第 5 中

「

市民運動広場	野球場	1 面 2 時間	—	—	700 円	2,100 円
	相撲場	1 面 2 時間	—	—	無料	—

」

を

「

市民運動広場	野球場	1 面 2 時間	—	—	700 円	2,100 円
--------	-----	----------	---	---	-------	---------

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。